

自分のことは 自分で決めたい！



重度の認知症の場合、定期預金の解約や家のリフォームをするときは、後見人が本人に代わって手続きをします。

では、「定期預金を解約するか？」とか「家のリフォームをするか？」などの**決断は誰がする**のでしょうか？

後見人は**本人の意思を尊重する義務**があります（民法858条）。

つまり、本人の考えを聞いて、その希望にあう決定をするのが後見人の仕事です。

※ちなみに保佐人や補助人は、原則として本人の意思に同意するか、不利益な契約を取り消す権利しかありません。

これを踏まえて、令和2年10月に最高裁判所や厚生労働省、弁護士などの専門職団体が、認知症の方の意思決定の支援の仕方についてガイドラインを作成しました。

以下にそこに書かれていることの中で、大切な部分だけ簡単に説明します。

終活の一環として、あるいは認知症の方の御家族のお役に立てて頂ければ幸いです。

自分の意思を自分で決めるために必要な4つの能力

一般的に、いくつかの選択肢から1つの答えを決定するためには、次の4つの能力が必要になると言われています。

① 情報の理解	必要な情報を集め、理解する力。
② 記憶の保持	必要な情報を短時間でも記憶する力。
③ 比較検討する力	いくつかの選択肢を比べて考える力。
④ 意思の表現	自分の考えを、他の人に伝える力。

でも、この4つの力が、すべて十分に備わっていなくてもOK！

弱い所は、ツール・道具を使ったり、周囲の人々の協力で補うことが大切なんです！

周りの人が御本人を支える時に、

「この4つの能力の内のどれが弱くって、それをどのように補うのか？」

と考えると、具体的な支援の方法が見えてくるかもしれません。

認知症の方の意思決定を助ける時の基本原則

認知症の方が「自分に関わることを、自分で決める」ために、周囲の人が心がけるべき3つの原則があります。とても重要な原則です。

第1原則 全ての人は意思決定能力があると推定される。

第2原則 実行可能な方法で支援をやり尽くす。

私たちは、うっかりすると「認知症なのだから、判断能力がない」と考えがち。

でも「認知症や知的障害があっても、自分のことは自分で決める力がある」と考えるのがとても大切で、しかも世界的な流れになっています。

そのような理解のもとで、「**周囲の人が協力して、あらゆる手段をやり尽くして本人を支援しましょう**」というのが第2原則です。

第3原則 本人が支援する人とは違う意見を言ったとしても、それだけで「能力がない」と決めつけてはいけない。

本人の決断が突拍子もないことに思えても、口にしていない理由があるかもしれません。あるいは体調や機嫌が悪くって、よく考えずに決めたのかもしれません。そうしたことって、認知症の有無に関わらず有り得ることですよ？

ですから、簡単に「本人に決めさせるのは無理！」と決めつけしないで、何度でも第1原則と第2原則に戻って、支援することが求められます。

認知症の方に代わって意思決定をする時の原則

認知症の方に代わって決定しなければならない時でも、支援する人は次の4つの原則に沿って、本人のために判断します。

第4原則 本人の意思を推定する。

第5原則 本人の価値観や好みを最大限尊重した、本人の最善の利益を実現する。

本人だけでなく身近な人々から、**本人の価値観や好み**を聞き取ります。その価値観などから「元気なら、このように判断するはず」という本人の意思を推測するのが、上の2つの原則です。

第6原則 決定を先延ばしできず、代わりに決定するしかない場合に限って、必要最小限の範囲で代行する。

第7原則 場面が変わったら、第1原則に戻って本人が決定する支援をする。

ガイドラインは、あくまでも「自分のことは、自分で決める」ことを原則としています。ですから、家族や後見人が本人に代わって意思決定する場面を、やむを得ない場合に限定しています。

※このパンフレットと同じタイトルの動画を配信します。YouTube「仙台の澤田行政書士事務所」で検索してください。